

07 建具製作職種(木製建具手加工作業)

2010.8.26

<p>作業の定義</p>	<p>手工具等を使用し、木材の切断、加工、組立て、塗装、金具の取付けなどの諸工程をとおして木製建具(注)の製品を製作・加工する作業をいう。</p> <p>注 木製建具とは(日本標準商品分類から建具に分類されているものを抜粋(小分類)した。)板戸類、ガラス戸類、格子戸類、襖(ふすま)類、障子類、納戸類、門扉類等をいい、いずれも木製のものをいう。複数の材料で製作されるものにあつては50%を超える部分が木製材料であること。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)木製建具手加工作業 ①寸法取り作業 ②木取り作業 ③木製建具の工作業 1.現寸図の作成作業 2.木製建具の墨付け作業 3.器具の調整及び取扱い作業 4.ジグの製作及び取扱い作業 5.木工機械による加工作業 6.接合及び接合のための加工作業 7.木製建具の部品の取付け及び組立て作業</p> <p>(2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始時の点検作業 ③建具製作職種に必要な整理整頓作業 ④建具製作職種の作業用機械の点検等及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥木材加工用機械の安全装置(反ばつ予防装置、刃の接触予防装置、覆い等、治具・工具等)の点検作業 ⑦安全装置の使用等による安全作業 ⑧危険性、有害性の排除及び応急処置対応作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①手工具刃物(かんな刃・のみ)の研磨作業 ②木地の仕上げ作業 ③木材の乾燥作業 ④かんな台調整作業 ⑤建付け作業</p> <p>(2)周辺作業 ①木材乾燥作業時における木材の積積み、保管作業 ②木工機械刃物(丸のこ歯、かんな刃等)の研磨作業 ③木工機械の点検・精度検査作業 ④ほぞ取り盤によるほぞ取り作業 ⑤ボール盤によるだぼ穴加工作業 ⑥木工用NC機械による加工作業 ⑦木工プレス(ねじ式、油圧式)による圧縮・接着作業 ⑧エアプレスによる建具の組立て作業 ⑨木工塗装作業 ⑩鏡縁、額縁、画入れ額縁(建具の額を除く。)等の装飾品製作作業 ⑪組子の技巧を応用した欄間(らんま)、行灯(あんどん)、衝立(ついで)、屏風(びょうぶ)等の製作作業</p> <p>(3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>以下の①、②のうち一つ以上必ず使用すること。</p> <p>①木材 天然木材 1.広葉樹 2.針葉樹</p> <p>②木質系材料 1.合板 2.化粧合板 3.化粧単板(突き板) 4.パーティクルボード 5.ファイバボード(木質繊維板) 6.集成材 7.積層材(LVL)</p>
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>以下の1.、2.、6.を含む四つ以上を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。</p> <p>1.木工用手工工具類 2.昇降傾斜丸のこ盤 3.手押かんな盤 4.自動1面かんな盤 5.パネルソー 6.角のみ盤</p>
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>いずれも木製のものをいう。複数の材料で製作されるものにあつては50%を超える部分が木製材料であること。</p> <p>①板戸類 1.フラッシュ戸 2.かまち戸 3.ガラリ戸 4.板戸 5.雨戸</p> <p>②ガラス戸類 1.水腰ガラス戸 2.腰つきガラス戸 3.窓ガラス戸</p> <p>③格子戸類 玄関格子戸</p> <p>④襖(ふすま)類 1.ふすま(芯ふすま) 2.源氏ふすま 3.戸ふすま</p> <p>⑤障子類 1.無地障子 2.額入り障子 3.雪見障子 4.ねこ(猫)間障子 5.あずま障子(ガラス入り) 6.欄間障子 7.書院障子</p> <p>⑥納戸類 納戸</p> <p>⑦門扉類 1.洋風門扉 2.和風門扉</p>

<p>移行対象職種・ 作業とはならない 作業例</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 金属製及び合成樹脂製の建具製作作業 2. 屏風(びょうぶ)、襖(ふすま)、衝立(ついたて)等の表具仕立て作業 3. 窓枠、日よけ、縁台等建築物の装備品製作作業 4. 食器戸棚、飾り棚、机、いす等の家具製作作業 5. 鋳物用木型、帽子・靴・菓子などの木型及び木製模型の製作作業 6. まな板、風呂いす、湯手桶等の木製品製作作業 7. 積み木、パズル、その他の遊具等の玩具製作作業 8. 行灯(あんどん)及び提灯(ちょうちん)製作作業 9. 木彫り面の面打ち作業及び木彫(もくちょう)仏像、木彫り欄間(らんま)等の彫刻作業 10. 商業施設、展示施設、各種イベント展示会場等における商品装飾展示作業、設計・制作施工作業または仮設物製作作業 11. 上記の関連作業及び周辺作業のみの場合
-------------------------------------	---